

飯島町の自治会の現状について

令和6年度

地域創造課 地域係



目次

| | | |
|---------------|-------|----|
| 1、はじめに | | 1 |
| 2、調査 | | 2 |
| (1) 目的 | | |
| (2) 方法 | | |
| (3) 対象 | | |
| 3、集計の結果 | | |
| (1) 役職について | | 3 |
| ア 役職の種類 | | |
| イ 役職数 | | |
| (2) 集金について | | 5 |
| ア 自治会加入金 | | |
| イ 自治会費 | | |
| ウ 区費・公民館費 | | |
| エ その他 | | |
| オ 自治会費の減免 | | |
| (3) 会合について | | 8 |
| ア 月例会 | | |
| イ 定期総会 | | |
| ウ 役員会 | | |
| (4) 作業・行事について | | 10 |
| ア 環境整備 | | |
| イ ゴミ集積所の管理 | | |
| ウ 祭典 | | |
| エ その他 | | |
| オ 作業の減免 | | |
| (5) 未加入者について | | 11 |
| 4、考察とまとめ | | 12 |

1、はじめに

自治会とは、町又は字の区域その他市区町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される地域コミュニティ組織です。全国には約 298,700 もの自治会等が存在しており、区域の住民の相互の連絡や環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています。

わたしたちが住む飯島町にも、自治会が存在しています。これまで、わたしたちは自治会に所属し、ともに地域づくりを担ってきました。しかしながら、人口の減少や高齢化による担い手不足、生活スタイルや働き方の変化により、自治会のあり方や存在意義までもが変化を求められています。

町では、平成 30 年度より自治組織の負担軽減の検討を進めてきました。まず、行政から始める負担軽減策として、これまでには、町から要請する役員数の減員や会議の開催数の削減、自治会への補助金・交付金の一本化（住みよい地域推進費）等を実現してきたところです。しかし、これらのみでは、持続可能な地域コミュニティ組織として自治会を再編するための抜本的改革には至っていないことから、令和 7 年度より町を挙げて自治組織のあり方を検討する組織を立ち上げる計画です。

ついては、その前段として、自治会の現状を把握する目的で、自治会運営に関する主要な項目の取りまとめと比較を行いました。

2、調査

(1) 目的

自治会規約及び総会資料等を収集し、組織運営の実態の把握と比較を行う。

(2) 方法

現職の全自治会長に対し、自治会規約及び直近の総会資料の提供を依頼する。

依頼日 令和6年5月17日（広報5月号の配布と共に依頼文を送付）

収集期間 依頼日から令和6年6月28日まで

(3) 対象

自治会数 町内43自治会（セラミック団地を除く）

提出数 34自治会

| | あり（整備済） | なし（未整備） | 未提出 | 計 |
|------|---------|---------|-----|----|
| 規約 | 29 | 5 | 9 | 43 |
| 総会資料 | 31 | 3 | 9 | 43 |

3、集計の結果

(1) 役職について

ア 役職の種類

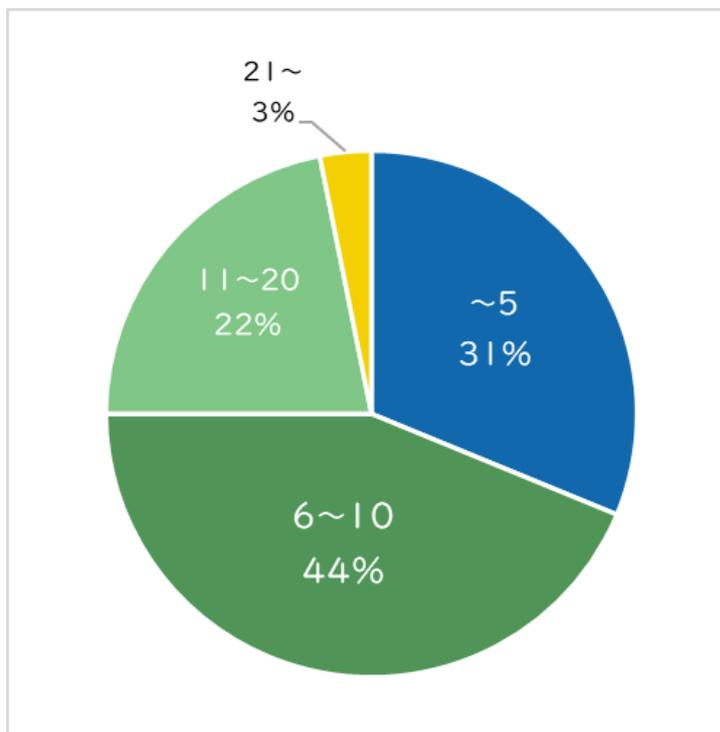
| 区分 | 詳細 |
|------------|-------------------|
| 組織運営 | 自治会長・副自治会長・会計係・組長 |
| 町からの要請 | 厚生組合長（ゴミ関係） |
| 区からの要請 ※ | 区会議員（理事）・自警団※ |
| 公民館からの要請 ※ | 社会部・体育部・女性部 |
| その他 | 農家組合長・農事組合長・安協等 |
| 地縁組織 | 神社総代・氏子総代等 |

※ 区や公民館からの要請による役職は、名称が地区により異なります。

※ 自警団は飯島区内の自治会にのみある組織です。

- ・すべての自治会で、自治会長・副自治会長・会計係を設置しています。
- ・18%の自治会で、副自治会長が会計係を兼務しています。
- ・57%の自治会において、規約に組長（隣組長）についての定めがありません。
- ・行政（民生児童委員や消防関係）や他団体からの要請による役職については、規約に定めていない自治会が多数ありました。

イ 役職数



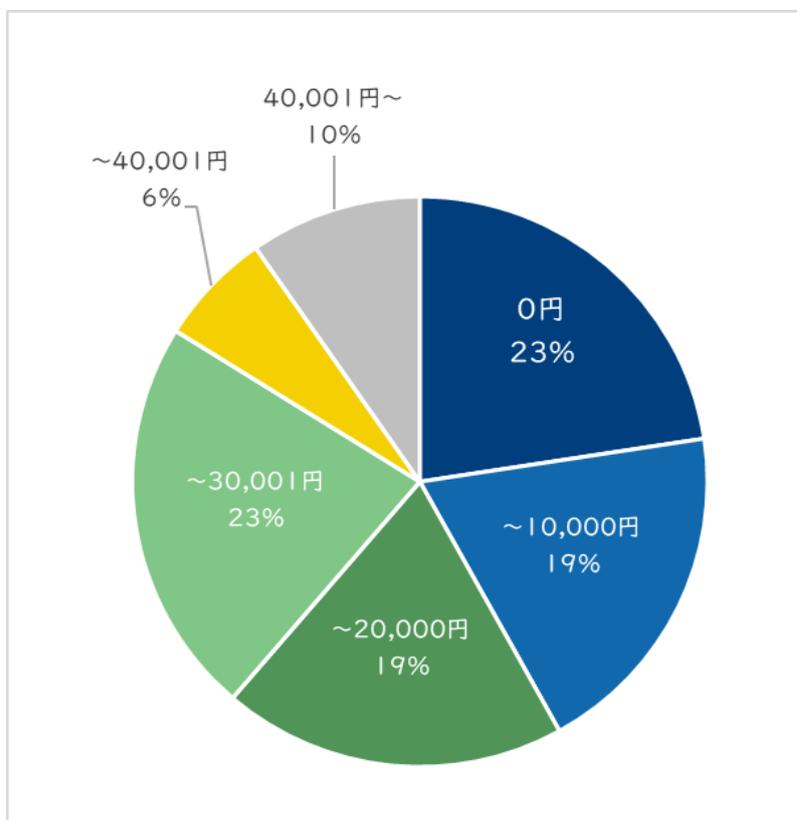
※ 自治会によっては、組織運営に直接かかわる役員以外を【その他必要に応じ定める】として
いるため、集計数はあくまで規約から読み取れる役職の数です。

※ 57%の自治会で規約に組長（隣組長）についての定めがないため、組長（隣組長）という
役職は除外しています。

・40%の自治会において、役員のうち半分以上を外部からの要請により就任する役員
が占めています。

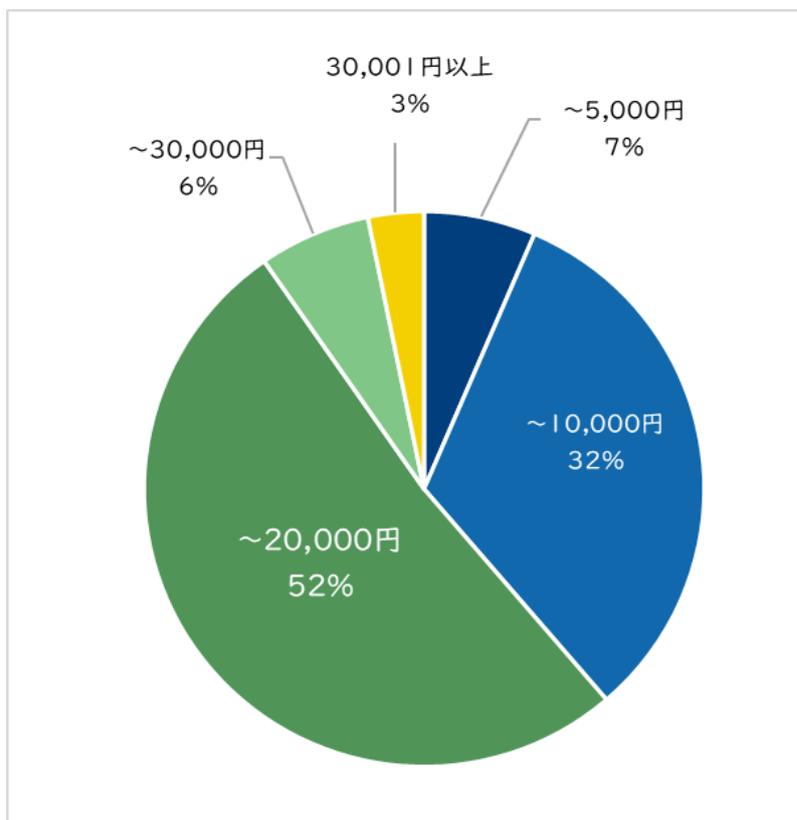
(2) 集金について

ア 自治会加入金



- ・ 23%の自治会が加入金なし（0円）としています。（7自治会）
 - ・ 永年加入と一時的な加入とで区別し、金額に差を設けている自治会があります。（1自治会）
- ⇒未加入者については（5）参照のこと

イ 自治会費



※ 自治会費は年額換算で集計しています。

※ 自治会費として、自治会費の他、積立金や特別会計分、外部団体の負担金を足し上げた総額にて集計を行いました。

※ 区費及び公民館費については除外しています。

・(1) の集計にて確認した役職にその外部団体がないにもかかわらず、外部団体へ支出するための集金を行っている自治会があります。(例：安協年会費)

⇒未加入者については(5) 参照のこと

ウ 区費・公民館費

・54%の自治会で、規約や総会資料から区費や公民館費の支出について読み取ることができます。

エ その他

・ア～ウ以外に、水利費、神社費、祭典費を徴収している自治会があります。

オ 自治会費等の減免

・25%の自治会では、相当程度の理由が役員会等で認められた場合、自治会費等の徴収の減免措置を講じることができる旨が規約等資料から確認できます（8自治会）

（対象となる例）

一定年齢以上の高齢者や障がい者のみの世帯

民生委員や組長からの報告・申し出があった者

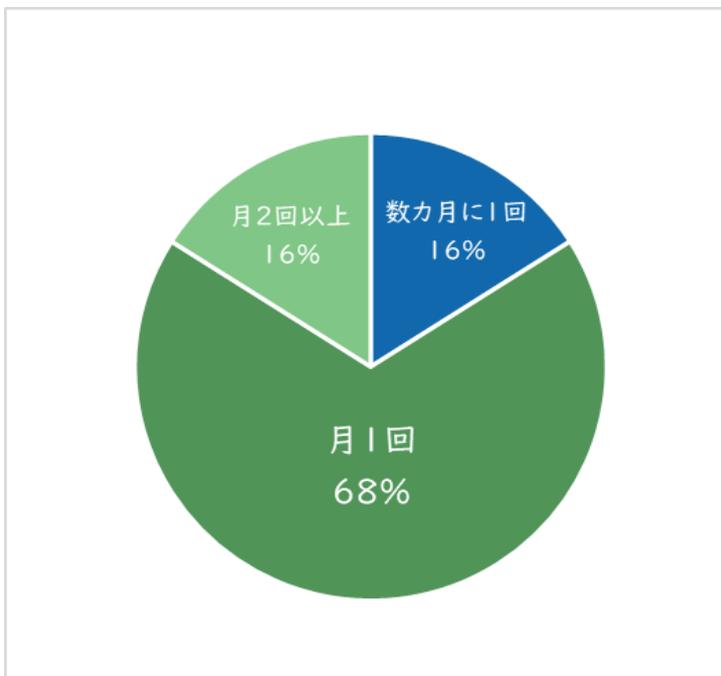
太陽光発電事業者

アパートの所有者

自治会加入後の一定期間

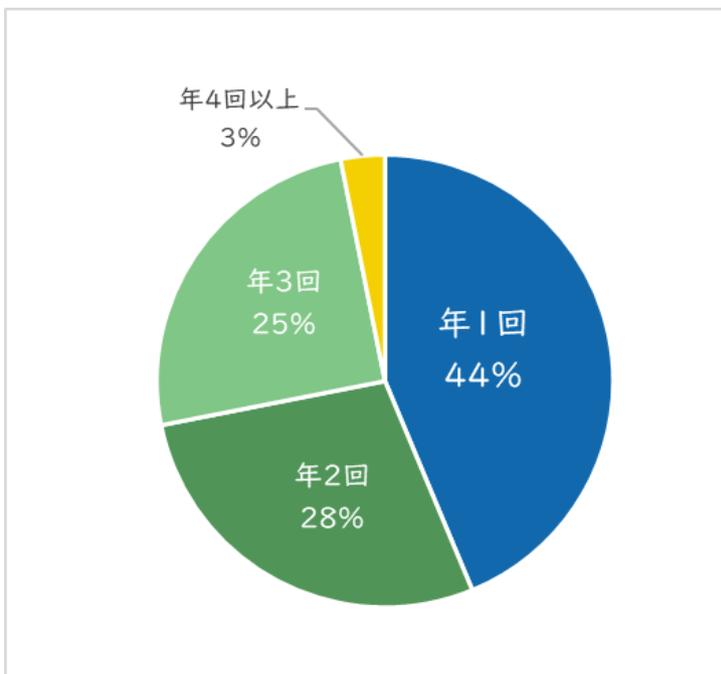
(3) 会合について

ア 月例会



・月例会の他、集金のための集会を行う自治会があります。(5自治会)

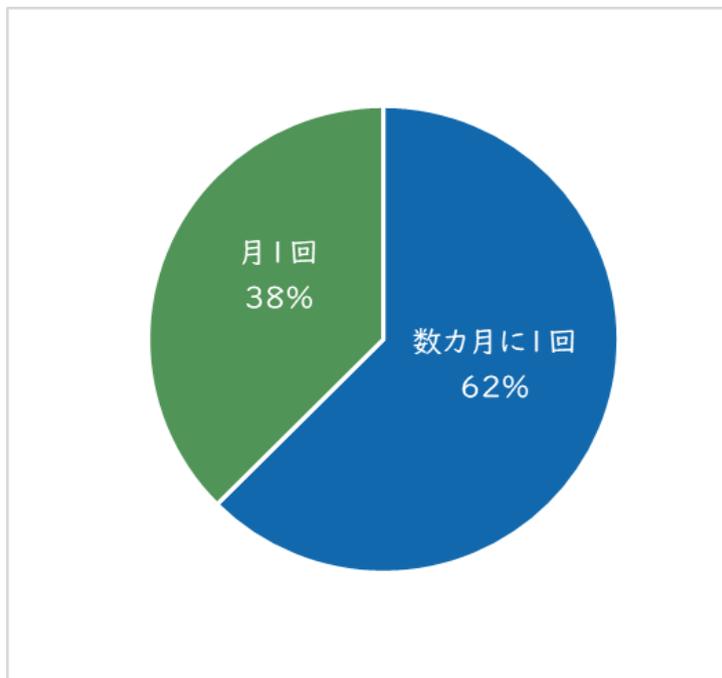
イ 定期総会



・必要に応じて臨時総会を開催することを規定している自治会があります。(1自治会)

・すべての自治会で、総会の開催は年度当初（4月）、年末（12月）、年度末（3月）のいずれかの時期に開催されています。

ウ 役員会



- ・48%の自治会は、役員会の開催頻度を規約に定めていません。（16自治会）
- ・役員会を集金や組長会にあわせて開催する自治会があります。（2自治会）

(4) 作業・行事について

ア 環境整備

- ・100%の自治会が、河川清掃（井ざらい）を実施しています。年平均4.0回の作業を行っています。（31自治会）
- ・84%の自治会が、年平均3.4回の除草作業を実施しています。（29自治会）
- ・64%の自治会が、自治会員自ら協力して除雪を行う他、自治会の除雪費の範囲内で業者等に依頼し除雪を行っています。（20自治会）

イ ゴミ集積所の管理

- ・24%の自治会で、ごみ集積所の管理や未回収ごみの対応、不法投棄の見回りを実施しています。（8自治会）

ウ 祭典

- ・9割以上の自治会が神社等の行事に協力しています。
- ・地区の神社については、該当地区の自治会が持ち回りもしくは共同で祭典を執り行っています。
- ・自治会単位に帰属する神社等は、自治会単位で祭典を執り行っています。

エ その他

- ・祭（納涼会、夏祭り等）や敬老会※、どんど焼き（かさんぼこ）、スポーツ大会※、文化祭※、季節のイベント（お花見や門松づくり等）が実施されています。
- ※ 区や公民館の行事を含みます。

オ 作業の減免

- ・19%の自治会では、相当程度の理由が役員会等で認められた場合、作業の減免措置や出不足金の徴収を行わない等の配慮を行う旨が規約等資料から確認できます（6自治会）
（対象となる例）

一定年齢以上の高齢者や障がい者のみの世帯
介護認定を受けている者
作業に従事できる健康状態にない者
民生委員や組長からの報告・申し出があった者

(5) 未加入者について

・未加入者や事業所から、別に設定した金額を徴収している自治会があります。(13自治会)

・未加入者からの徴収を定めている自治会では、その名称を『自治会協力金(協力費)』や『未加入者環境整備費』としています。

| 自治会 | 加入時 | | 年会費 | |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| | 未加入者 | 加入者 | 未加入者 | 加入者 |
| A | 10,000 円 | 30,000 円 | 30,000 円 | 30,000 円 |
| B | 0 円 | 30,000 円 | 12,000 円 | 18,000 円 |
| C | 10,000 円 | 50,000 円 | 33,600 円 | 10,000 円 |
| D | 0 円 | 30,000 円 | 12,000 円 | 10,000 円 |
| E | 0 円 | 50,000 円 | 7,000 円 | 9,600 円 |
| F | 15,000 円 | 40,000 円 | 0 円 | 5,000 円 |
| G | 0 円 | 0 円 | 15,000 円 | 20,000 円 |
| H | 0 円 | 10,000 円 | 12,000 円 | 6,000 円 |
| I | 0 円 | 10,000 円 | 24,000 円 | 13,200 円 |
| J | 12,000 円 | 21,600 円 | 0 円 | 12,000 円 |
| K | 20,000 円 | 15,000 円 | 0 円 | 6,000 円 |
| L | 0 円 | 20,000 円 | 18,000 円 | 12,000 円 |
| M | 12,000 円 | 0 円 | 0 円 | 4,000 円 |

・自治会協力金の徴収は、未加入時1回に限り徴収する自治会が4自治会、毎年継続的に徴収する自治会が7自治会、未加入時及び毎年の徴収を行う自治会が2自治会あります。

・未加入時、加入金の代わりに徴収を行う6自治会のうち、2自治会では加入者より高い金額を徴収しています。

・未加入者から、毎年継続的に徴収を行う9自治会のうち、5自治会で加入者より高い金額を徴収しています。

4、考察とまとめ

56%の自治会において、規約に組長（隣組長）についての定めがないにも関わらず、実際にはほぼすべての自治会で組長（隣組長）を任命し、自治会運営に係る業務を担っています。その他、行政（民生児童委員や消防関係）や他団体からの要請による役職についても、自治会によって確認できない場合があります。

また、規約等の資料に役職の定数が明記されていない自治会が多数存在することから、規約等の資料から読み取れるより多くの役員が活動していると考えられます。

18%の自治会で副自治会長が会計係を兼務しています。また、他の役職を担う役員が、厚生組合長（ゴミ関係）の役割を兼ねている事例が確認されており、その負担は規約等から読み取れるより大きなものとなっていることが推察されます。

また、自治会に係る集金においては、すべての自治会が区費及び公民館費を支出しており、自治会加入者は自治会を通じてこれらを負担しています。44%の自治会の規約等の資料からその金額が読み取れないということは、加入者自身が負担する金額の総額を把握できない可能性があります。

河川清掃や井ざらい、除草等の作業について、出不足金を設定している自治会が複数確認されています。

ゴミ集積所の管理については、規約等の資料に記載がない自治会においても、すべての自治会で実施されていることが確認されています。

自治会未加入者の取扱いについては、様々な問題が取りただされているところではありますが、規約等の資料において、未加入者の取扱いを定めている自治会は41%と半数以下に留まっています。

『自治会協力金（協力費）』等の名目を徴収することで、自治会未加入者は自治会が設置・管理するゴミ集積所の使用を認められることが多いようです。したがって、『自治会協力金（協力費）』は主にゴミ集積場の管理に使われていることが推察されます。自治会においては、未加入者のゴミ収集についての相談件数が多いため、対策の一手法として、自治会のゴミ集積所の管理費を基準として、『自治会協力金（協力費）』等の設定をする方法が考えられます。

しかしながら、地域社会の維持のためには、自治会未加入者への対応を整備することよりも、地域に住むすべての方に納得して加入してもらうことができ、活動していける運営を目指していく必要があると考えます。